

落合中学校いじめ防止対策基本方針

1. 落合中学校いじめ防止のための基本方針

- 教職員、全校生徒がいじめは重大な人権侵害であるという認識をもち、いじめの未然防止に取り組みます。
- いじめはどの学校、どの生徒にも起こりえるという認識に立ち、日々の生徒の様子や変化について教職員で情報を共有し、いじめの早期発見に努めます。
- 生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた生徒に寄り添うとともに、家庭・地域・関係機関等との連携によって解決します。

2. 組織

- いじめ防止のための組織は、生活指導部会が兼務します。
- 重事態発生時は、校長・副校長・主幹教諭等により適切に対応し、全教職員で対応していきます。

3. 未然防止のための取り組み

- 道徳授業を要として人権教育に取り組み、日々の学校生活において相互理解を深めさせるとともに、人権意識を高めていきます。
- 学校行事等において、仲間と協力する心、仲間を受け入れる心を育てていきます。
- 保護者・地域との連携を強化し、いじめの未然防止への協力を求めます。
- 情報モラル教育・セーフティ教室を充実させることで生徒に安全な使用方法の知識をもたせるとともに、家庭とも連携しながら新しい形のいじめの未然防止に積極的に取り組んでいきます。

4. 早期発見のための取り組み

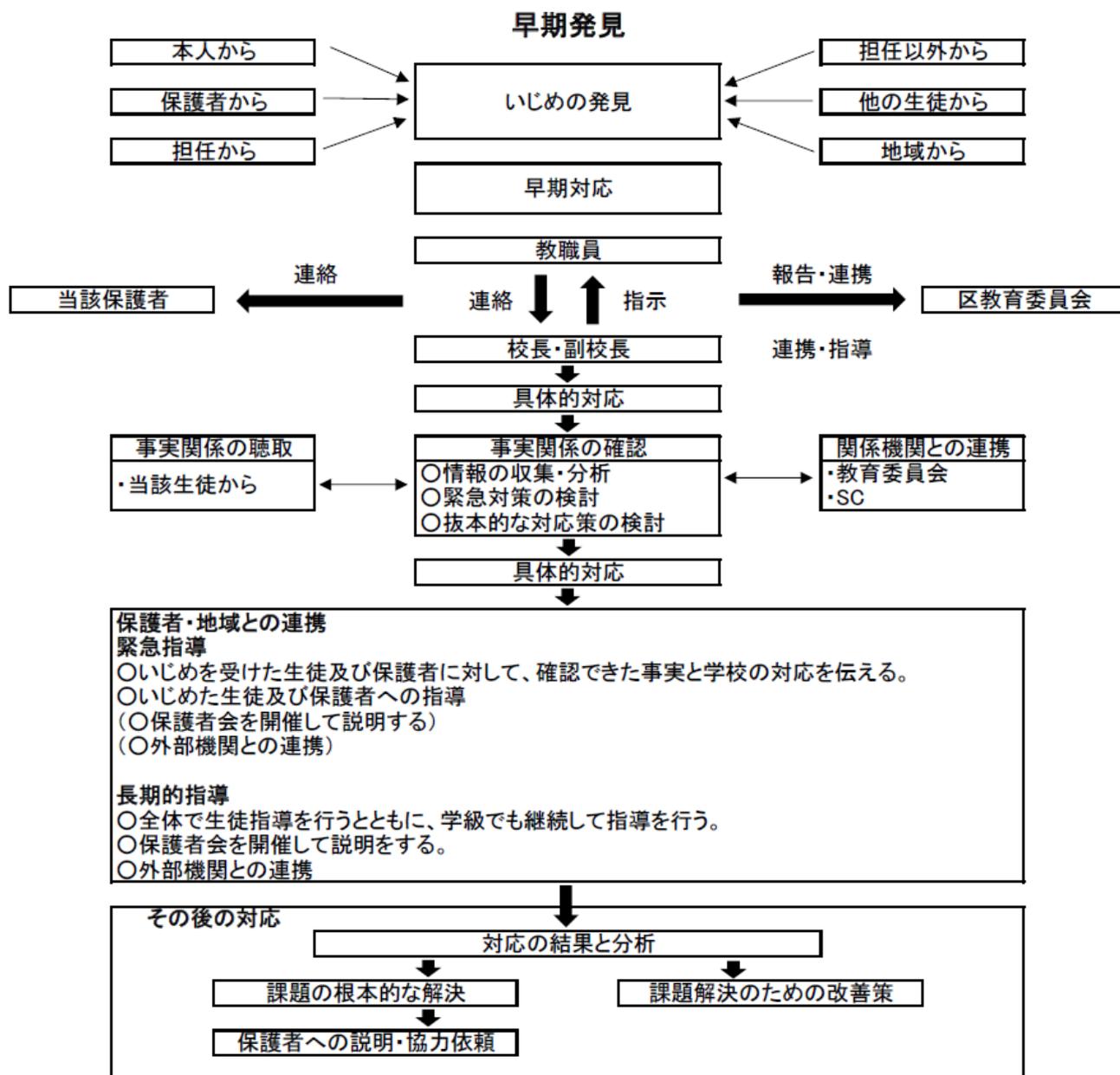
- 年3回実施される「ふれあい月間」において、いじめに関するアンケートを実施するとともに、日々の連絡帳などを活用して生徒の小さな変化に気づき、教職員で情報を共有することで早期発見に努めます。
- hyper-QU(よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート)を活用し、得た情報から「個々の生徒の思い」に目を向けて、生徒理解に努めます。
- 年度当初にスクールカウンセラー(SC)による1年生全員を対象として教育相談を実施するとともに、各学級の給食時間にSCを派遣するなど、生徒とのかかわりを深める機会を設定することで相談しやすい関係づくりに取り組みます。

5. 早期対応のための取り組み

- 早期対応のため、6の図で示す流れに沿い、速やかに対応できるようにします。
- 状況に応じて、いじめた生徒の出席停止等を校長・副校長・主幹教諭・生活指導部を中心に検討し、いじめを受けた生徒の安全と安心できる学校づくりを実現できるよう、適切に判断し、対応していきます。

6. 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態が発生した場合、以下に示す流れに沿って、いじめに対して適切に対処します。



7. 学校評価

○学校評価を活用し、いじめ防止に関して改善を図ります。

○地域協働学校運営協議会委員の方々やPTAとの連携を強化する中で、より多くの情報を得られるように工夫していきます。